

最上町農業委員会第36回総会議事録

日 時 令和2年5月25日(月) 午前10時00分～
場 所 最上町中央公民館 2階 みどりホール
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 寫 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員(0名)

4. 会議に出席した職員

事務局 長 板垣 誠弘 農業委員会庶務係長 後藤 卓哉

5. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和2年度最上町農業委員会第36回総会を開会いたします。本日は委員全員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、10番委員、11番委員兩名にお願いいたします。それでは、日程第3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知があったので、受理したものである。令和2年5月25日提出。

(報告第1号 朗読説明2件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。農地法第18条第6項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。令和2年5月25日提出
(議案第1号 朗読説明2件)

議長 : ただ今、事務局より説明がありました。これについては調査員報告がございます。

5番委員 : 現地を確認してきました。位置図にて確認をお願いいたします。
この農地は以前より借人が耕作しており、特に問題はないと思われま
す。以上です。

議長 : ご苦労様でした。議案第1号について審議をお願いいたします。質疑は
ございませんか。ないようでしたら、議案第1号について、採決いたしま
す。賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認されまし
た。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事
務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5
条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規
則第6条の第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするも
のである。令和2年5月25日提出
(議案第2号 朗読説明3件)

議長 : ただ今、事務局より説明がありました。3件については調査員報告があ
ります。

1番委員 : 場所は位置図で確認してください。
砂利採取に際して、特に問題はないと思い確認してきました。

7番委員 : 場所は位置図で確認してください。現在、譲受人が営む会社に近く
資材置場として使用するのには、問題はないと確認してきました。

3番委員 : 事務局と現地調査に行ってきました。ただ今、事務局から説明があ

ったように特に問題はないと判断いたしました。

議 長 : ご苦労様でした。議案第2号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

4番委員 : 1番について、住宅地が近い為、掘削場所の水が溜まったところに、子供が遊びに行くと危ないと思われれます。安全対策はしっかりしてもらうように指導をお願いしたいです。

事務局 : ロープを張るなど安全面をしっかりと確認して、作業してもらうよう借人に伝えます。

2番委員 : 2番について、小学校が近く住宅地の中ということで、トラックの往来や積まれた資材など、安全面に不安がある。安全対策と近隣住民への説明をしっかりとしてもらいたい。

事務局 : 申請地の周辺部に柵を設けるとともに、近隣住民への説明については1件1件訪問し、内容について説明する予定です。工事にあたっては申請者と十分協議し安全面の指導を行っていきます。

議 長 : ほかにありませんか。ないようでしたら、議案第2号について採決、いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり承認されました。次に議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を決定しようとするものである。令和2年5月25日提出。

(議案第3号 朗読説明8件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第3号につきまして採決をいたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。
よって、令和元年度最上町農業委員会第36回総会を閉会いたします。